

一 平成21年度決算の概要

1. 平成21年度の財政運営にかかる背景

(1) 国の動き

平成21年度は、平成20年度に発生した世界的な経済・金融危機の影響により、厳しい雇用経済情勢が続く中で、国の政権交代が起きました。

平成21年1月19日閣議決定における我が国の経済の見通しでは、世界的な景気後退が続く中で、内需、外需ともに厳しい状況が続くが、「**安心実現のための緊急総合対策**」、「**生活対策**」及び「**生活防衛のための緊急対策**」（以下、「**対策**」という）の**実施**や交易条件の改善による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待され、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、0.0%程度（名目成長率は0.1%程度）になると見込まれていました。

その後、わが国の経済は、失業率が高水準で推移するなど厳しい状況が続き、また、物価の動向を見ると、緩やかなデフレ状況にあって、消費者物価は、大幅な供給超過、前年度の原油価格高騰の反動等から4年ぶりに下落に転じたことから、平成21年度の国内総生産の実質成長率は、成長の発射台が極めて低いこともあって、マイナス2.0%（名目成長率はマイナス3.7%）となり、政府経済見通しを大幅に下回りました。

このような状況から、平成21年度の地方財政計画では、規定の加算とは別枠で地方交付税を1兆円増額し、歳出について、これに合わせて地方団体が雇用創出等を図るとともに「**生活者の暮らしの安心**」や「**地方の底力の発揮**」に向けた**事業を実施するために必要な経費を計上する**ほか、「**経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006**」等に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図り、歳入については、地方税負担の公平適税化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないような適切な補てん措置を講じることとされました。

(2) 本市の当初予算編成方針の概要

本市の平成21年度の予算編成時においては、平成20年秋に100年に一度と言われる世界的な経済・金融危機が発生し、国の第2次補正予算として「**生活対策**」に**重点が置かれた経済財政政策が実施**されましたが、そういった中で、市長の交代により新たな民意がマニフェストという形で入ってきました。

このような状況から、平成21年度当初予算の編成にあたっては、新市長のマニフェストに掲げた3つの政策ビジョン

四日市を元気なまちにする

四日市の新しい魅力をつくり、四日市のイメージをかえる

四日市を安心して暮らせるまちにする

の中でも、早急に実施すべき施策、従前からの継続事業において、マニフェストと考え方を同じくするものを積極的に盛り込み、さらに具体的な検討が必要と思われるものについては、6月補正予算として上程することとして、市税の固定資産税の償却資産の一部をその財源として留保しました。

さらに、**緊急雇用・経済対策**については、平成20年12月に「**四日市市緊急経済対策会議**」を設置し、生活相談窓口の開設や住宅確保等の対応を行うこととした上で、予算面では、平成20年12月議会において決議された緊急経済対策について、国の第2次補正予算に合わせ、平成20年度3月補正予算に「**地域活性化・生活対策臨時交付金事業**」及び「**市単独経済対策事業**」、平成21年度当初予算の補正予算に「**緊急雇用創出事業**」、「**ふるさと雇用再生特別交付金事業**」を計上して、切れ目なく対応しました。

2. 平成21年度予算及び決算の概要

(1) 予算の概要

平成21年度一般会計の当初予算規模は、前年度に比べ24.7億円減（2.5%）の973.8億円となりました。

【当初予算の歳入】

歳入においては、市税につきまして、法人市民税が世界的な経済不況の影響により大幅な減収が見込まれることなどから、21億円減（3.3%）を見込みました。

この他地方消費税交付金は、納期の影響で13ヶ月分の交付となることから4.9億円の増（18.4%）、地方特例交付金は、減収補てん特例交付金（個人住民税の「住宅借入金等特別控除」の減収補てん措置分）に自動車取得税交付金の減収補てん分が新たに創設されるため、全体で1億1000万円の増（19.7%）と見込みました。地方交付税は、特別交付税が算定方法の変更により大幅な減収となるものの、普通交付税において、合併の特例措置による旧楠町分のほか、平成20年度における過年度錯誤措置の調整が終了することから、全体で2.2億円の大幅な増収（26.8%）になると見込みました。財産収入は、市有地売払収入の減少により前年度に比べ2.4億円の減（55.9%）と見込みました。市債は臨時財政対策債発行可能額が大幅な伸び（55.3%）となっているものの、消防施設整備事業資金の減少等から、9億円の減（15.0%）と見込みました。その他歳出各款に関する特定財源を計上して収支の均衡を図りました。

【当初予算の歳出】

重点事業として、中学校給食事業費、地域医療推進事業費、生活に身近な道路整備事業費やこにちは赤ちゃん訪問事業費などのマニフェスト関連事業を計上しました。

義務的経費については、人件費で、職員定数の削減や退職手当の減などにより4.8億円の減（2.5%）、公債費で、平成20年度に引き続き補償金免除繰上償還を行うものの、償還のピークが過ぎており3.0億円の減（2.3%）と見込みましたが、扶助費が、生活保護費、保育所事務費事業費等の増などにより8.5億円増（5.9%）となる見込みから、義務的経費全体では0.7億円の増（0.2%）となりました。

投資的経費については、補助事業が、街路補助事業費や公園緑地整備補助事業費の減などから4.5億円の減（25.8%）となりました。単独事業は、北勢公設地方卸売市場組合施設整備事務受託事業費が増と見込まれるものの、企業立地奨励金交付事業費や中消防署中央分署整備事業費の減などから17.4億円の減（18.5%）、県営事業負担金が、連続立体交差事業負担金の大幅な減などから3.0億円の減（85.2%）となり、全体で24.9億円の減（21.6%）となりました。

特別会計については、老人保健制度の廃止に伴い老人保健医療特別会計が19.5億円の大幅な減（90.6%）となりましたが、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計の保険給付費が増となったことなどから、特別会計全体では13.0億円の増（1.9%）となりました。

会計別の予算規模は、

一般会計	97,382,000千円	(対前年度比	2.5%)
特別会計	69,617,042千円	("	1.9%)
財産区	32,600千円	("	9.4%)
合計	167,031,642千円	("	0.7%)

となりました。

【補正予算】

その後、一般会計においては、マニフェストに関する新規事業、政策プランに掲げられている事業でマニフェストと考えを同じくする事業などを中心に6月補正予算（第2号）で追加計上するとともに、世界的な経済・金融危機に対応するため、国の平成20年度2次補正予算、平成21年度1次補正予算と歩調を合わせる形で、次のとおり切れ目なく緊急雇用・経済対策に関する予算を計上しました。

（緊急雇用対策）

平成21年度当初予算の補正予算（第1号）から12月補正予算（第5号）に至るまで「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別交付金事業」を計上しました。

（経済対策）

6月補正予算（第3号）及び9月補正予算（第4号）において、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」及び「市単独経済対策事業」を計上し、3月補正予算（第7号）において、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」を計上しました。

その他の補正としましては、人件費の減額などのほか、世界的な経済・金融危機の影響により法人市民税の過納返還金を増額し、また、国の補正予算に合わせて、子育て応援特別手当、学校ICT環境整備事業費、新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業費などを追加計上しました。

また、特別会計についても、国民健康保険特別会計では、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の増額補正、老人保健医療特別会計では過年度支払基金交付金等返還金の増額補正、介護保険特別会計では給付費支払準備基金積立金の増額補正を行い、その他の特別会計については、事業費の精査等に伴う補正を行いました。

この結果、補正後の予算額は、

一般会計	103,039,098千円
特別会計	70,272,383千円
財産区	32,600千円
合 計	173,344,081千円

となり、平成20年度3月補正予算に計上した国の2次補正予算の「定額給付金給付事業」、「子育て応援特別手当給付事業」、「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」や、生活に身近な道路整備事業などの「市単独経済対策事業」、国民健康保険特別会計の「保険者特定健康診査等事業」、後期高齢者医療特別会計の制度改正対応システム改修などの前年度繰越事業費繰越額を加えた最終の予算額は、

一般会計	109,963,034千円
特別会計	70,330,463千円
財産区	32,600千円
合 計	180,326,097千円

となり、過去最高となった平成20年度に次ぐ予算規模となりました。

一般会計予算の補正の推移

(単位 千円)

区 分	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
当 初 予 算	97,382,000	13,228,807	2,196,300	9,487,809	72,469,084
第1号補正 (当初予算補正)	110,490	110,490	0	0	0
第2号補正(6月補正)	572,527	100,133	47,300	17,093	408,001
第3号補正(6月補正)	1,025,434	753,120	0	0	272,314
第4号補正(9月補正)	1,445,151	446,380	24,200	77,028	897,543
第5号補正(12月補正)	9,737	9,737	0	0	0
第6号補正(12月補正)	692,479	732,787	81,400	9,695	31,397
第7号補正(3月補正)	344,100	250,813	0	1,000	92,287
第8号補正(3月補正)	1,457,180	510,434	419,300	98,639	1,646,953
計	103,039,098	15,121,833	2,605,700	9,493,986	75,817,579

(2)決算の概要

予算の執行に当たっては効果的かつ効率的な執行と経費の節減に努めるとともに、財源の確保にも努力して財政の健全維持に努めた結果、決算額は、

	歳入 (A)	歳出 (B)	収支差引 (A) - (B)
一般会計	109,113,036,886 円	107,134,533,954 円	1,978,502,932 円
特別会計	69,359,339,378 円	66,109,117,523 円	3,250,221,855 円
財産区	33,356,881 円	1,987,944 円	31,368,937 円
合計	178,505,733,145 円	173,245,639,421 円	5,260,093,724 円

となり、収支差引額から事業繰越に伴う繰越財源として、一般会計 249,203,600円、特別会計 16,310,100円を控除した実質収支額は、一般会計 1,729,299,332円、特別会計 3,233,911,755円、財産区31,368,937円、計 4,994,580,024円となりました。

この結果、一般会計における単年度収支額は、本年度実質収支額1,729,299,332円から前年度実質収支額2,032,664,704円を控除した額 303,365,372円の赤字となっています。なお、財政調整基金への積立金3,156,471,719円、繰上償還金354,840,216円を加算し、財政調整基金の取崩額0円を減算した実質単年度収支額は3,207,946,563円の黒字となりました。

【普通会計による分析】

次に、本年度の決算を地方財政統計で統一的に用いられる会計区分である「普通会計」により分析します。

(歳入)

歳入は、前年度に比して 0.2%減の109,265,725千円、歳出は0.5%増の107,262,953千円となりました。歳入において、市税は固定資産税の償却資産でIT関連企業を中心とした大規模設備投資による増収があったものの、世界的な経済不況の影響により法人市民税が大幅な減収となったほか、固定資産税の土地、家屋についても評価替えの基準年度であったことから減収となるなど、市税全体では前年度に比べて3.5%の減収となりました。

また、交付金関係のうち自動車取得税交付金は、エコカー減税により平成21年度から低公害車・低燃費車に対する自動車取得税の軽減措置が講じられたことから、前年度に比べ46.4%の大幅な減収となりました。

地方交付税は、平成17年度分固定資産税（家屋）の錯誤措置の約457,000千円が平成20年度で終了し、平成21年度は平年ベースとなったことから37.7%の増収となりました。

国庫支出金は、国の2次補正予算の「定額給付金給付事業」、「子育て応援特別手当給付事業」や「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」などにより、前年度に比べ76.4%の大幅な増となりました。

繰入金は、減収補てん債等の借入により財政調整基金の取崩しがなかったことなどから、前年度に比べ75.4%の大幅な減となりました。

諸収入は、競輪事業特別会計繰入金、土地開発公社の土地売却収入や中小企業振興資金融資預託金元利収入の増加などにより、前年度に比べ18.2%の増となりました。

市債は、法人市民税減収分を補うため減収補てん債を発行したものの、土地開発公社経営健全化対策事業資金の借り入れが前年度で終了したことなどから、前年度に比べ33.0%の減となりました。

(歳出)

次に歳出ですが、世界的な経済不況の影響により生活保護費の大幅な増などから、扶助費が1.3%増となりましたが、人件費は4.8%減、公債費が近年の起債発行抑制や補償金免除繰上償還などから4.2%減となり、義務的経費全体では、2.7%の減となりました。

積立金は、財政調整基金積立金の大幅な増などにより17.6%の増、補助費等は、定額給付金給付事業費などにより39.2%の増となりましたが、投資・出資・貸付金は、土地開発公社経営健全化対策無利子貸付金の減などにより62.1%の減、投資的経費は、中消防署中央分署整備事業の完了などから14.8%の減となりました。

なお、実質収支額は前年度を大きく下回り、歳入決算額に対する比率（下表(B)/(A)）は1.6%となりま

した。

普通会計決算規模の推移

(単位 千円)

年度	歳入決算額 (A)		歳出決算額		歳入歳出差引額		実質収支額 (B)		(B)/(A)
		対前年比 (%)		対前年比 (%)		対前年比 (%)		対前年比 (%)	
11	100,231,982	1.0	97,250,233	1.1	2,981,749	4.1	2,536,363	43.5	2.5
12	98,743,060	1.5	96,067,521	1.2	2,675,539	10.3	2,005,740	20.9	2.0
13	98,388,247	0.4	96,289,572	0.2	2,098,675	21.6	1,620,029	19.2	1.6
14	96,163,792	2.3	94,991,165	1.3	1,172,627	44.1	680,638	58.0	0.7
15	92,650,174	3.7	91,228,999	4.0	1,421,175	21.2	1,042,591	53.2	1.1
	96,426,214	—	94,800,216	—	1,625,998	—	1,244,639	—	1.3
16	96,274,580	0.2	94,669,809	0.1	1,604,771	1.3	1,184,592	4.8	1.2
17	99,096,772	2.9	96,861,187	2.3	2,235,585	39.3	1,456,765	23.0	1.5
18	96,528,348	2.6	94,290,882	2.7	2,237,466	0.1	2,059,318	41.4	2.1
19	101,749,290	5.4	99,496,480	5.5	2,252,810	0.7	2,050,081	0.4	2.0
20	109,468,068	7.6	106,754,554	7.3	2,713,514	20.5	2,067,645	0.9	1.9
21	109,265,725	0.2	107,262,953	0.5	2,002,772	26.2	1,743,551	15.7	1.6

普通会計は、一般会計、土地区画整理事業会計、住宅新築資金等貸付事業会計及び公共用地取得事業会計の純計です。

実質収支額は、歳入歳出差引額から繰越事業に係る財源を控除したものです。

15年度下段及び16年度数値は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額です。

16年度の対前年比は、15年度下段決算額との比較値です。

歳出経費のうち義務的経費の割合から財政構造の弾力性を見ます。人件費、扶助費、公債費の歳出に占める構成比及び一般財源比は前年度に比べるとともに減少しましたが、減収補てん債の発行や臨時財政対策債の増額により一般財源総額が増加しているため、これらを除いたベースで見ますと、依然として一般財源が充当される義務的経費の割合は高く、硬直性が高い状態であるといえます。

義務的経費の推移

(単位 %)

区分		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
人件費	構成比	21.4	21.8	20.8	20.7	20.4	20.6	20.4	18.8	18.4	18.8	17.4	16.5
	一般財源比	28.6	27.1	26.2	25.6	24.6	24.8	25.0	24.0	22.7	20.4	20.4	20.3
扶助費	構成比	12.0	9.7	10.7	11.5	12.7	12.4	13.2	13.3	14.3	14.4	14.4	14.5
	一般財源比	7.0	5.2	5.7	5.7	5.8	5.7	6.6	6.4	6.7	6.9	7.0	6.3
公債費	構成比	10.8	11.6	12.4	13.5	14.1	14.0	14.0	13.7	14.7	13.8	13.7	13.1
	一般財源比	15.9	15.9	17.1	18.2	18.2	18.0	18.2	18.5	19.2	18.5	19.0	17.3
計	構成比	44.2	43.1	43.8	45.8	47.2	47.0	47.6	45.7	47.4	47.0	45.5	44.1
	一般財源比	51.5	48.1	49.1	49.5	48.7	48.5	49.8	48.9	48.6	45.8	46.4	43.9

本表は、いずれも普通会計の純計です。

構成比は歳出総額に占める割合であり、一般財源比は歳出総額に充当された一般財源に対する各経費に充当された一般財源の割合です。

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

次に、経常収支比率（人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、地方税などの経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを表したもの）については、2.4ポイント改善し82.1%となりました。これは、人件費や公債費で経常経費充当の一般財源が減少し、分母に当たる経常一般財源総額が減収補てん債（特例分）を発行したことや臨時財政対策債が増額になったことなどによるものです。

経常収支比率の推移

(単位 %)

年 度	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20	21
経常収支比率	85.8	84.9	86.7	88.5	85.0	84.8	88.2	83.7	85.2	83.4	84.5	82.1

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

一方、本市が国県に依存せず自主的に収入する自主財源の比率は、財政基盤の安定性及び行政活動の自立性を判断する指標です。平成21年度は世界的な経済不況による地方税が大幅に減収となったことなどから、前年度に対し2.8ポイント下がりました。

自主財源比率の推移

(単位 %)

年 度	11	12	13	14	15		16	17	18	19	20	21
自主財源比率	66.2	66.5	64.4	63.1	62.4	61.8	63.0	62.3	65.9	70.8	70.3	67.5

本表における自主財源とは、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入としています。

15年度右欄及び16年度は、旧楠町決算額を合算して純計した決算額の数値です。

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、平成20年度決算から本格実施されました。

本市においては、平成20年度に引続き、平成21年度決算から算定した各指標の比率は、いずれも基準以内となりましたが、実質公債費比率や将来負担比率が県平均や全国平均と比較すると高めであることなどから、今後もさらなる財政健全化を推進していく必要があります。

各指標は次のとおりとなっております。

各指標	概要	国からの基準		H20算定	H21算定
		財政再生基準	早期健全化基準		
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村20% 都道府県5%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村11.25% 都道府県3.75%		
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	市町村30% ¹ 都道府県15%	0% (赤字なし)	0% (赤字なし)
		早期健全化基準	市町村16.25% 都道府県8.75%		
実質公債費比率	全会計を対象とした一般会計等が負担する元利償還金及び標準元利償還金の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準	35%	18.6%	17.6%
		早期健全化基準	25%		
将来負担比率	全会計及び設立法人等を対象とした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率	財政再生基準		158.4%	132.9%
		早期健全化基準	市町村350% 都道府県400%		

1 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置が設けられております。
(平成21年度決算まで40%、平成22年度決算は35%とし、平成23年度決算から30%)